

【プール方式会計処理】

「分配方式」は、発注者からスポンサー企業に対し工事代金の支払が行われると、出資比率に応じてサブ企業に分配し、反対に下請業者への工事代金や資材の購入などの支払が生じれば、その都度スポンサー企業は、サブ企業に対し出資比率に応じた出資請求を行うものです。

分配方式とは逆に「プール方式」は、スポンサー企業への工事代金の入金、サブ企業に配分しません。

工事に必要な支払はスポンサー企業がサブ企業のみで立替払いをし、工事完了後にサブ企業に対する精算を行う方式です。

具体例として下記の前提条件で「プール方式」の仕訳を紹介します。

尚、プール方式は発注者からの工事代金の最終の入金（取下げ）が行われた時点で精算を行います。

【前提条件】

- ・ A社をスポンサー企業、B社をサブ企業とし記名施工方式により1年4月1日に契約を締結した。なお、A社、B社ともに決算日は3月31日。
- ・ JV出資比率はA社が60%、B社が40%
- ・ 工事請負価格は100百万円、工事原価の総額は80百万円と見積
- ・ 工期は2年であり、竣工予定日は3年3月31日
- ・ 工事原価は2年3月、3年3月にそれぞれ40百万円発生
- ・ 工事代金は、1年4月に30百万円、2年4月に30百万円、3年4月に40百万円入金をした。
- ・ 出資方式はプール方式によるものとし、発注者からの工事代金の最終の取下げが行われた時点で精算を行う。
- ・ 収益認識基準はA社・B社とも工事進行基準（注1）によっている。
- ・ 決算日における工事進捗度は、A社・B社とも原価比例法（注2）により算定している。

（注1）工事進行基準とは、工事の進行度合いに合わせて損益を計上していく方法です。

（注2）原価比例法とは、当初見積もった原価と実際に発生した原価の割合から進捗度合を割り出す方法です。

【会計仕訳】

(単位：百万円)

●発注者からの工事代金の取下げ（1年4月）

(A社)	現金預金	30	/	未成工事受入金	18
				預り金	12
(B社)	未収入金	12	/	未成工事受入金	12

(プール方式のため資料に基づき仕訳のみ行う)

●工事原価の支出、分配債務と立替債権の相殺通知（2年3月）

(A社)	未成工事支出金	24	/	諸勘定	40
	未収入金	16			

(工事原価の支出処理、未収入金はB社分)

	預り金	12	/	未収入金	12
--	-----	----	---	------	----

(B社に対する分配債務とB社分の立替債権を相殺)

	工事原価	24	/	未成工事支出金	24
--	------	----	---	---------	----

(工事進行基準により当期の支出金を原価に振替)

	工事未収入金	12	/	工事収益	30
	未成工事受入金	18			

(工事進行基準による当期分の売上を計上)

(B社)	未成工事支出金	16	/	諸勘定	16
------	---------	----	---	-----	----

(工事原価の支出処理)

	諸勘定	12	/	未収入金	12
--	-----	----	---	------	----

(1年4月の取下配分との相殺)

	工事原価	16	/	未成工事支出金	16
--	------	----	---	---------	----

(工事進行基準により当期の支出金を原価に振替)

	工事未収入金	8	/	工事収益	20
	未成工事受入金	12			

(工事進行基準による当期分の売上を計上)

●発注者からの工事代金の取下げ（2年4月）

(A社)	現金預金	30	／	工事未収入金	12
				(2年3月分の売上に対する未収分)	
				未成工事受入金	6
				(2年目分の取下げ代金として)	
				預り金	8
				(B社分の2年3月売上に対する未収分)	
				預り金	4
				(B社分の2年目分の取下げ代金として)	
(B社)	未収入金	12	／	工事未収入金	8
				(2年3月分の売上に対する未収分)	
				未成工事受入金	4
				(2年目分の取下げ代金として)	

●工事原価の支出、分配債務と立替債権の相殺通知（3年3月）

(A社)	未成工事支出金	24	／	諸勘定	40
	未収入金	16			
				(工事原価の支出処理、未収入金はB社分)	
	預り金	12	／	未収入金	12
				(B社に対する分配債務とB社分の立替債権を相殺)	
	工事原価	24	／	未成工事支出金	24
				(工事進行基準により当期の支出金を原価に振替)	
	工事未収入金	24	／	工事収益	30
	未成工事受入金	6			
				(工事進行基準による当期分の売上を計上)	
(B社)	未成工事支出金	16	／	諸勘定	16
				(工事原価の支出処理)	
	諸勘定	12	／	未収入金	12
				(2年4月の取下配分との相殺)	

工事原価 16 / 未成工事支出金 16
 (工事進行基準により当期の支出金を原価に振替)

工事未収入金 16 / 工事収益 20
 未成工事受入金 4
 (工事進行基準による当期分の売上を計上)

●工事代金の最終取下げ (3年4月)

(A社) 現金預金 40 / 工事未収入金 24
 (3年3月分の売上に対する未収分)

預り金 16
 (B社分の3年3月売上に対する未収分)

預り金 16 / 現金預金 8
 未収入金 8
 (B社に対する取下げ債権18と支出金の分配債務8を相殺)
 (残金8をB社へ)

(B社) 現金預金 8 / 工事未収入金 16
 諸勘定 8
 (利益金8 = (100 - 80) × 40%)

注

実務において、プール方式を採用した場合に、スポンサー企業がサブ企業に対して工事代金の立替金、発注者からの工事代金の取下げ配分をそれぞれ相殺せずに工事の精算が終了するまで貸借対照表に両建て計上され続ける場合があります。

しかし、サブ企業に対して相殺通知書の送付等の手続きが完了し、立替工事代金と取下未配分金の期日が到来しているのであれば、両者を相殺して純額計上する必要があります。